

精神保健福祉センター報

令和3年度実績



鳥取県立精神保健福祉センター

目 次

I センターの概要

1 沿 革	1
2 業務の概要	1
3 組 織	2
4 施 設	2

II 令和3年度事業実績

1 技術指導・技術援助	3
2 教育研修	8
3 普及啓発	11
4 調査研究	11
5 精神保健福祉相談	12
6 組織育成	14
7 精神医療審査会事務	15
8 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳 にかかると判定業務	16

III 鳥取県立精神保健福祉センター管理規則

17

IV 鳥取県立精神保健福祉センター業務要領

19

V 調査研究編

21

I 精神保健福祉センターの概要

1 沿革

精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づいて、都道府県における精神保健の向上及び精神障がい者の福祉の増進を図るために設置された精神保健福祉に関する技術的中枢機関であり、精神保健福祉に関する知識の普及、調査研究、相談指導を行うとともに、保健所及び市町村等の関係機関に対して技術指導・技術援助を行うものである。

平成3年10月1日 鳥取県立精神保健センター開所

平成7年7月1日 鳥取県立精神保健福祉センターに名称変更

平成18年3月31日 デイケア廃止

平成22年3月24日 鳥取県立精神保健福祉センター内に鳥取県自死対策推進センター開設

所在地	〒680-0901 鳥取市江津318-1
電話	0857-21-3031
ファクシミリ	0857-21-3034
E-mail	seishincenter@pref.tottori.lg.jp
ホームページ	http://www.pref.tottori.lg.jp/seishincenter/

2 業務の概要

(1) 企画立案

地域の精神保健福祉活動を進めるために、精神保健福祉主管課や関係機関に対し、精神障がい者の社会復帰の推進について専門的立場から提案、意見等を行う。

(2) 技術指導・技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係機関に対し、専門的立場から技術指導及び技術援助を行う。

(3) 教育研修

精神保健福祉関係業務に従事する職員を対象として、その資質の向上を図るため、精神保健福祉に関する専門的な教育・研修を実施する。

(4) 普及啓発

広く県民に対し、精神保健福祉の知識、精神障がいについての正しい知識等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村等が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び助言を行う。

(5) 調査研究

精神保健福祉活動の推進及び時代に即応した精神保健福祉行政の推進を図るため、精神保健福祉に関する調査研究を行う。

(6) 精神保健福祉相談

こころの悩みや精神疾患等に関する相談（複雑又は困難なもの）に対し、面接及び電話による相談指導を行う。

(7) 組織育成

地域精神保健の向上を図るため、組織の育成を図るとともに、精神保健福祉に関する民間団体の自主的な活動が適正かつ効果的に行われるよう指導・援助及び育成を行う。

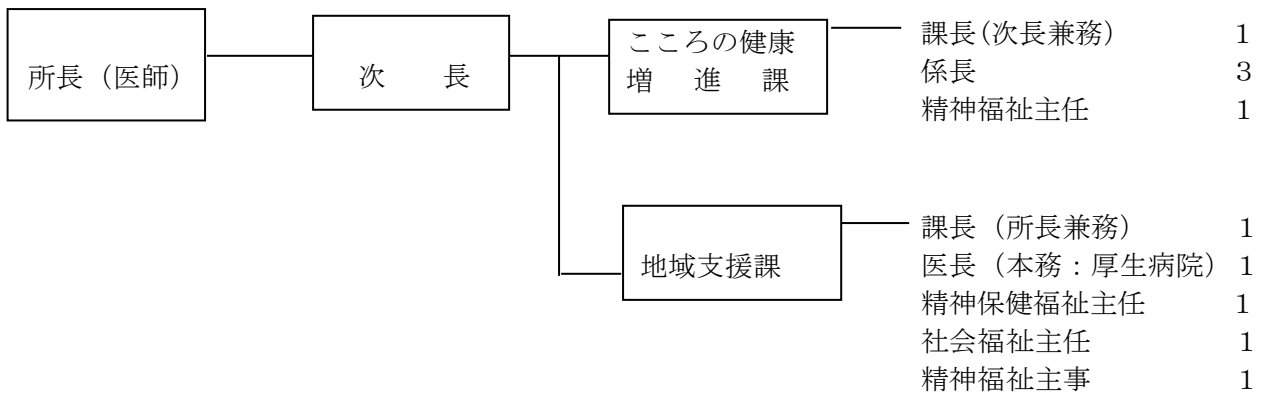
(8) 精神医療審査会事務

精神障がい者の入院の要否、処遇の適否に関する審査を行う精神医療審査会の事務を行う。

(9) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳にかかる判定業務

精神障がい者通院医療費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の申請に関する審査判定を行う。

3 組織

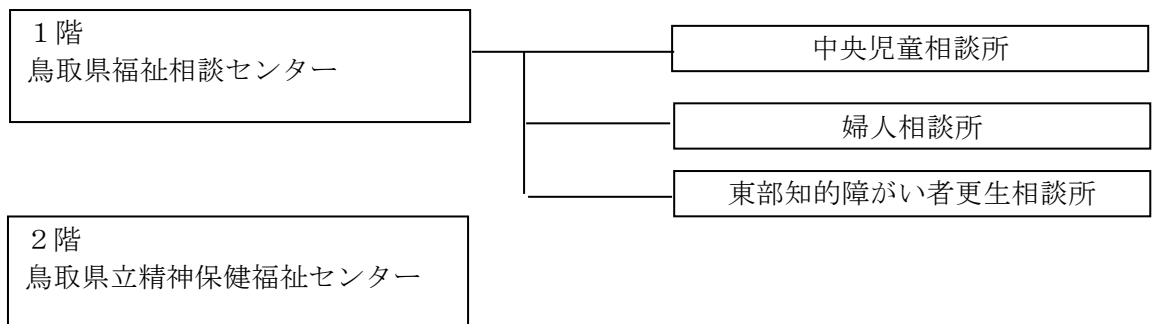


予算・庶務担当：（兼）地域づくり推進部東部地域振興事務所東部振興課総務・庁舎管理担当

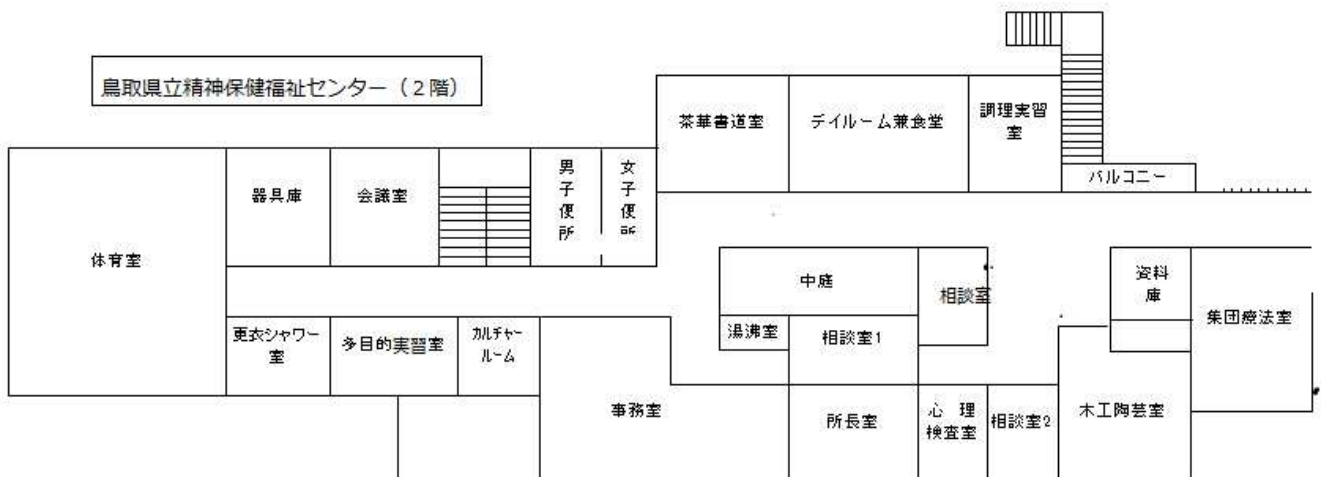
4 施設

(1) 所在地 鳥取市江津318-1

(2) 建築概要 ※鳥取県福祉相談センターと併設
 敷地面積 7,740.59 m² (福祉相談センター及び精神保健福祉センター)
 建築面積 1,359.80 m² (本館及び一時保護棟)
 建築延面積 2,517.56 m² (うち精神保健福祉センター占有面積 972.80 m²)
 車庫棟 112.50 m²
 自転車置場 21.00 m²
 構造 鉄筋コンクリート造2階建



(3) 平面図



II 令和3年度事業実績

1 技術指導・技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係機関等に対し、専門的立場から技術指導及び技術援助を行った。

(1) 関係機関別の状況

(単位：回、人)

関係機関	保健所	市町村	福祉事務所	医療施設	社会福祉施設	母子生活支援施設	介護老人施設	障害者支援施設	教育
回数	17	23	0	5	13	5	1	2	15
対象者延人員	250	233	0	101	344	5	40	54	78

関係機関	労働	警察	看護協会	看護学校	精神保健団	一般	行政	その他	計
回数	5	1	0	15	2	0	79	54	237
対象者延人員	46	10	0	600	208	0	1,630	1,327	4,926

(2) 地域別（保健所管内別）・業務内容別の状況

(単位：回、人)

	鳥取市 保健所管内		倉吉 保健所管内		米子 保健所管内		全 県		県 外		計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
相談会等	54	129	2	6	11	63	8	70	1	20	76	288
研修会等	6	94	2	18	3	117	11	414	24	1,511	46	2,154
会 議	10	191	4	97	4	146	50	365	16	774	84	1,573
そ の 他	18	616	3	15	5	29	3	237	2	14	31	911
計	88	1,030	11	136	23	355	72	1,086	43	2,319	237	4,926

(3) 業務分類別の状況

(単位：回)

	思春期	ひきこもり	心の健康づくり	社会復帰	自死対策	その他	計
相談会等	20	1	18	4	5	28	76
研修会等	1	25	5	8	3	4	46
会 議	0	15	0	27	6	36	84
そ の 他	1	9	3	5	1	12	31
計	22	50	26	44	15	80	237

(4) 相談会等の内訳

(単位：回)

	思春期	ひきこもり	心の健康づくり	社会復帰	自死対策	その他	計
ケース検討会	0	1	0	4	0	14	19
ケース相談	20	0	18	0	5	0	43
その他	0	0	0	0	0	14	14
計	20	1	18	4	5	28	76

(5) 研修会等の概要

ア 心の健康づくり

年月日	内 容	対象	担当
3.12.9	職員人材開発センター／県新任課長補佐研修／講演「職場のメンタルヘルス」	県職員	原田

イ 社会復帰

年月日	内 容	対象	担当
3.6.1	鳥取市保健所／精神保健に係る情報交換会／講義「精神障がい者の理解と対応」	関係機関職員	原田
3.6.29 他	倉吉市生活支援センターはっぴい／倉吉市障害者ケアマネジメント研修会	関係機関職員	植田
3.9.9	県子ども発達支援課／発達障がい者相談員等研修会／講義「発達障がいの診断と特性」	関係機関職員	原田
3.11.2	鳥取市／「さわやかサロン」学習会	関係機関職員	植田
3.11.5	鳥取県社会福祉協議会／あいサポートメッセンジャー養成研修	あいサポーター	永美
3.11.20	日本医学看護学教育学会／講演「発達障害のある人との上手な付き合い方」	関係機関職員	原田
4.1.20	県子ども発達支援課／発達障がい者相談員等研修会／講義「ひきこもり、不登校」	関係機関職員	原田

ウ 自死対策

年月日	内 容	対象	担当
3.10.1	岡山市こころの健康センター／自殺予防のための支援者研修会／講義「若年層における自殺予防対策の取り組み～鳥取県の取り組み～」	関係機関職員	原田
4.3.24	米子市／ゲートキーパー研修／講演「ゲートキーパーとしての役割」	関係機関職員	原田

エ ひきこもり、その他

年月日	内 容	対象	担当
3.5.17	兵庫県小野市社会福祉協議会／地域包括ケア研修会／講演「ひきこもりの理解と支援～8050問題に向き合う～」	関係機関職員	植田
3.7.9	県警察本部／県警察学校講義／講義「犯罪被害者支援について」	警察官	原田
3.8.3	県立ハローワーク職員研修／講義「発達障害への関り」	関係機関職員	原田
3.8.6	三重県精神保健福祉センター／ひきこもり事業ヒアリング	関係機関職員	原田
3.10.4	静岡県精神保健福祉センター／ひきこもり対応研修／講義「ひきこもり支援の理解」	関係機関職員	原田
3.10.6	福山市精神保健福祉講演会／講演「多様化するひきこもりの理解と支援」	関係機関職員	原田

3.10.7	愛知県精神保健福祉センター／ひきこもり対応研修／講義「ひきこもり支援に関する理解と対応について」「ひきこもりと発達障害、及び、ゲーム依存への理解と対応」	関係機関職員	原田
3.10.18	全国精神保健福祉センター長会／地域保健総合推進事業・ひきこもり相談支援実践研修会・基礎編／講義「ひきこもりの基礎理解」等	関係機関職員	原田
3.10.22	長崎県県南保健所／ひきこもり支援関係者研修会／講義「8050問題について」	関係機関職員	原田
3.11.1	智頭町／サービス事業者研修会／講義「精神疾患のある方高齢者への対応」	関係機関職員	原田
3.11.6 他	鳥取県医師会／心の医療フォーラム in 米子・鳥取「ひきこもりに関する理解と支援について」／講演「ひきこもりに関する理解と支援について」（計2回）	関係機関職員	原田
3.11.8	広島県総合精神保健福祉センター／ひきこもり支援者研修／講義「地域におけるひきこもり支援について～発達障害との関連等の基礎理解から長期化長問題まで～」	関係機関職員	原田
3.11.15	愛媛県心と体の健康センター／ひきこもりに関する研修会／講演「ひきこもりの理解と家族支援」「ゲーム依存の理解」	関係機関職員	原田
3.11.29	全国精神保健福祉センター長会／地域保健総合推進事業・ひきこもり相談支援実践研修会・応用編／講義「30歳危機～ひきこもり予備軍への関わり～」	関係機関職員	原田
3.12.1	石川県こころの健康センター／ひきこもり相談・支援者研修会／講義「ひきこもりの理解と対応」	関係機関職員	原田
3.12.7	東京都福祉保健財団／ひきこもり支援者向け研修／講義「ひきこもりの訪問支援」	関係機関職員	原田
3.12.8	香川県ひきこもり地域支援センター／ひきこもり支援者のための実践研修／講義「長期化・高齢化するひきこもり支援と8050問題」	関係機関職員	原田
3.12.3	全国精神保健福祉センター長会／地域保健総合推進事業・地域包括ケアシステムによるひきこもり支援研修会／講義「ひきこもりの基礎理解」等	関係機関職員	原田
3.12.10	ひきこもり地域支援センター全国連絡協議会・全国精神保健福祉センター長会／地域保健総合推進事業／ひきこもり地域支援研修会／講義「ひきこもりの理解と支援～コロナ禍のひきこもり支援」	関係機関職員	原田
3.12.13	全国精神保健福祉センター長会／地域保健総合推進事業／地域包括によるひきこもり相談支援リモート研修会	関係機関職員	原田
3.12.15	新潟県柏崎地域振興局／ひきこもり支援・自殺予防研修会／講義「ひきこもり状態にある人々への支援と援助」	関係機関職員	原田
3.12.18	広島県廿日市市社会福祉協議会／ひきこもり講演会／講演「8050問題を考える」	関係機関職員	原田
4.1.7	広島県立総合精神保健福祉センター／依存症対策支援者スキルアップ研修／講義「インターネット・ゲーム依存について～相談対応のポイント～」	関係機関職員	原田
4.1.17	山口県精神保健福祉センター／ひきこもり支援研修Ⅲ【応用編】／講義「中高年層のひきこもりについて～8050問題を考える～」	関係機関職員	原田
4.2.15	秋田県精神保健福祉センター／ひきこもり相談支援研修会／講義「中高年層のひきこもりの理解～8050問題への対応～」	関係機関職員	原田
4.3.28	自民党ひきこもり支援推進議員連盟／講義「ひきこもりの理解と支援」	関係機関職員	原田

オ 看護学校

年月日	内 容	対象	区分	担当
3.5.12	看護学校講義「災害における精神保健福祉援助」	生徒	災害	原田
3.5.19	看護学校講義「ケアマネジメント」	生徒	社会復帰	松下詩
3.5.26	看護学校講義「職場のメンタルヘルス」	生徒	心の健康づくり	原田
3.6.2	看護学校講義「カウンセリング」	生徒	心の健康づくり	浜田
3.6.9	看護学校講義「社会資源」	生徒	社会復帰	田村
3.6.16	看護学校講義「自死対策」	生徒	心の健康づくり	永美
3.6.23	看護学校講義「精神保健福祉の現状」	生徒	その他	原田
3.6.30	看護学校講義「思春期と発達障がい」	生徒	心の健康づくり	山岡
3.7.7	看護学校講義「老年期、認知症その他」	生徒	老年期	原田
3.9.8	看護学校講義「児童虐待」	生徒	その他	山岡
3.9.15	看護学校講義「犯罪被害、PTSD」	生徒	犯罪	原田
3.9.22	看護学校講義「ひきこもり」	生徒	その他	浜田
3.9.29	看護学校講義「アルコール依存症」	生徒	アルコール	永美
3.10.6	看護学校講義「地域移行」	生徒	社会復帰	坪倉
3.10.13	看護学校講義「依存症（ギャンブル、薬物など）」	生徒	ギャンブル	松下由

(6) 会議等の内訳

ア 思春期、ひきこもり、心の健康づくり

年月日	内 容	担当
3.5.13 他	ひきこもり職場体験事業等連絡会（計9回）	浜田
3.7.6 他	西部圏域ひきこもり支援機関連絡会（計2回）	浜田
3.7.20 他	中部圏域ひきこもり支援機関連絡会（計2回）	浜田
3.9.3	ひきこもり支援担当者会議	浜田
4.3.2	ひきこもり支援ネットワーク連絡会	浜田
4.3.17	鳥取市要保護児童対策地域協議会 児童虐待防止に係る研修会	坪倉

イ 社会復帰

年月日	内 容	担当
3.4.14 他	通院公費負担医療・精神障害者保健福祉手帳審査部会（計24回）	原田
3.11.29	中部圏域精神障がい者地域移行連絡会	坪倉
3.11.30	東部圏域精神障がい者地域移行・地域定着関係職員研修会	坪倉
3.12.14	鳥取県障害者施策推進協議会	元木
4.2.24	県西部圏域精神科救急医療体制整備事業連絡調整会議	原田
4.3.3	東部圏域精神障がい者地域移行・地域定着推進会議	坪倉

ウ 自死対策

年月日	内 容	担当
3.3.9	かかりつけ医と精神科医との連携会議	永美
3.9.15	自死対策担当者連絡調整会議	永美
3.11.4	ほっと安心日南町こころの健康づくりネットワーク会議	永美
3.11.24	智頭町自死対策計画第1回策定委員会	永美
4.1.19	地域自殺対策推進センター中国・四国ブロック会議	永美
4.3.17	全国自殺対策主管課長等会議・地域自殺対策推進センター連絡会議	永美

エ その他

年月日	内 容	担当
3.4.17 他	全国精神保健福祉センター長会常任理事会（計3回）	原田
3.5.12	久里浜医療センター／ゲーム依存班研究会議	原田
3.6.5 他	鳥取県アルコール健康障害・依存症対策会議（計2回）	松下由
3.6.24 他	県教育委員会職員健康管理審査会（神経／精神障害部門）（計6回）	原田
3.7.2	全国精神保健福祉センター長会総会	原田
3.7.2	全国精神保健福祉センター長会理事会（計3回）	原田

3.8.2 他	生活困窮者自立支援推進会議（計3回）	松下詩
3.9.27	全国精神保健福祉センター長会	原田
3.9.27	全国精神保健福祉センター研究協議会	原田
3.11.10	江津地区施設長連絡会（計2回）	原田
3.11.29	鳥取公共職業安定所障害者雇用連絡会議	田村
3.12.23	精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療事務担当者会議	松下詩
4.2.25	全国精神保健福祉センター所長・全国精神医療審査会長会議／全国精神医療審査会連絡協議会総会	田村

2 教育研修

(1) 教育研修の実施状況

(単位：人)

研修会・講習会等の名称	開催年月日	内容・講師	対象	場所	参加人員								
					保健所	市町村	福祉事務所	医療施設	介護老人施設	障害者支援施設	社会福祉施設	その他	計
精神保健福祉センター所内研修会	令和3年5月19日(水) 6月4日(金) 計2回	■講義 ①精神疾患及び精神科の薬 ②相談の受け方、ゲーム依存 講師 精神保健福祉センター 所長 原田 豊	福祉相談センター、各児童相談所	ハイブリット形式								47	47
就労支援事業所等支援者研修会	令和3年8月27日(金)	■講義『統合失調症・気分障害等の疾病の理解』 講師 精神保健福祉センター 所長 原田 豊	就労関係事業所等の職員	オンライン						59		5	64
就労支援事業所等支援者研修会	令和3年9月10日(金)	■講義『発達障がいの理解～障がい特性とその対応』 講師 精神保健福祉センター 所長 原田 豊	就労関係事業所等の職員	オンライン						40		5	45
精神科訪問看護管理者・従事者研修会	令和4年1月31日(月) 2月19日(金)	■1月31日(月) ○精神科訪問看護アンケート報告(精神保健福祉センター精神保健福祉主任 田村 有希) ○講義 「精神障害の理解①統合失調症、気分障害」 「精神障害の理解②発達障害、高齢者精神疾患」 (精神保健福祉センター 所長 原田 豊) ■2月19日(金) ○事例報告 「利用者や家族への対応、関係機関連携等の課題から」 (西伯病院) ○意見交換 ○講義 「精神科訪問看護の実践において大切にしたいこと」 (西伯病院)	精神科病院及び訪問看護ステーションで、精神科訪問看護に携わる職員	オンライン		1		19					20
精神障がい者地域移行・地域定着支援関係者オンライン研修①	令和4年2月1日(火)	■講義『障害特性の理解及び具体的支援の仕方①～⑧』 講師 精神保健福祉センター 所長 原田 豊	関係機関(相談支援事業所、医療機関、行政等)	オンライン		3		4		33			40

研修会・講習会等の名称	開催年月日	内容・講師	対象	場所	参加人員										
					保健所	市町村	福祉事務所	医療施設	介護老人施設	障害者支援施設	社会福祉施設	その他	計		
精神障がい者地域移行・地域定着支援関係者オンライン研修②	令和4年3月11日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ① 行政説明 ② 地域移行支援・自立生活援助・地域定着支援制度について ③ 相談支援事業所の支援の流れ、他機関との連携 ④ 地域定着事例 ⑤ モデル事業「多職種・多機関連携による地域連携体制整備事業」について ⑥ 実践報告 ピアサポーターの活動について ⑦ 質疑応答・総括 	関係機関(相談支援事業所、医療機関、行政等)	オンライン		4		4			23				31
令和3年度第1回東部地区アクション関係者ネットワーク研究会	令和3年6月18日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ■報告：「鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画」について（鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課） ■報告：事例紹介「通院に繋がって断酒に取り組み始めた事例」（渡辺病院） ■情報交換 ①参加機関名と担当者の紹介 ②アルコール早期介入事業のリーフレットについて 	東部地区の医療・保健・福祉、職域、教育、司法、警察、消防、民間支援団体等アクションの問題関係	精神保健センター	1			3		3			13	20	
令和3年度第2回東部地区アクション関係者ネットワーク研究会	令和3年9月17日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ■報告：鳥取市保健所の家族教室の取組について（鳥取市保健所） ■報告：体験発表（鳥取県断酒会） ■質疑・意見交換 	同上	オンライン	1			6		1			12	20	
令和3年度第3回東部地区アクション関係者ネットワーク研究会	令和3年12月17日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ■報告：薬物関連問題の現状と課題（鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課） ■報告：薬物関連問題に関する救急搬送について（鳥取県東部広域行政管理組合消防局） ■体験発表（鳥取ダルク） ■質疑・意見交換 	同上	オンライン	2			3		1			11	17	

研修会・講習会等の名称	開催年月日	内容・講師	対象	場所	参加人員									
					保健所	市町村	福祉事務所	医療施設	介護老人施設	障害者支援施設	社会福祉施設	その他	計	
令和3年度第4回東部地区アクション関係者ネットワーク研究会	令和4年3月4日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ■報告：アルコール健康障害・薬物依存症・ギャンブル等依存症支援拠点機関の取組み（渡辺病院） ■報告：「発達障害と依存症～発達障害の理解と支援～」（精神保健福祉センター 所長 原田 豊） ■質疑・意見交換 	同上	オンライン				5					15	20
令和3年度SAT-G実施者向け研修会	令和3年6月11日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ■講義及び動画視聴「ギャンブル障害の基礎知識」「SAT-Gの基礎知識」「SAT-Gの使い方」（島根県立心と体の相談センター） 	保健所、市町村、関係医療機関のうち、今後SAT-Gの実施を予定、又は検討している機関	オンライン	4	1		3					2	10
令和3年度自治体職員向け精神保健オンライン研修	令和3年10月29日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ■講義 ゲーム依存の現状と課題 	相談支援業務に携わる県及び市町村職員	オンライン	9	8	2							19
	11月19日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ■講義 ひきこもりの基礎と理解 			9	2	2						13	
	令和4年1月25日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ■講義 精神科で使われる薬 			2	12	2						3	19
	3月14日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ■講義 自死対策と、コロナ禍におけるメンタルヘルス ※講師は全て精神保健福祉センター 所長 原田 豊 				3	1							5
自死対策担当者研修会	令和4年3月14日(月) ※自治体向け相談対応職員オンライン研修として開催。	<ul style="list-style-type: none"> ■講義及び質疑応答「自死対策と、コロナ禍におけるメンタルヘルス」（精神保健福祉センター 所長 原田 豊） 	市町村及び保健所保健師等	オンライン		3	1						5	9

3 普及啓発

広く県民に対し、精神保健福祉の知識、精神障がいについての正しい知識等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村等が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び助言を行った。

(1) 実施状況

区 分	延回数 (回)	対象者延人数 (人)
講演会等	32	889
出版物作成	0	—
教育教材 (ビデオ・パネル)、図書の貸出	2	2
計	34	891

(2) 講演会等

- ア 発達障害に関する勉強会<親の会> (精神保健福祉センター主催)
開催回数 10回 参加延人数 34人
- イ SAT-G 集団プログラム (精神保健福祉センター主催)
開催回数 3回 参加延人数 3人
- ウ 心の健康フォーラム (精神保健福祉センター、鳥取県精神保健福祉協会共催)
オンデマンド配信 視聴人数約 350人
- エ 講演会への講師等の派遣

年月日	内 容	参加人数	担当
3.5.18 他	公益財団法人鳥取県建設技術センター研修／講義「メンタルヘルス」 (計2回)	180	原田
3.6.2	鳥取市保健所／新人社員向けメンタルヘルス研修会／講義「新人社員がここ ろを元気に働き続けるために必要なこと」	60	原田
3.6.17 3.7.15	米子市／こころの健康講座 (精神保健福祉ボランティア講座)／講演「精神 障がいについて」「発達障害とひきこもりの基礎知識」計2回	30	原田
3.7.8	鳥取医療センター／職場のメンタルヘルスケアに関する講演会／講演「職場の メンタルヘルスケア」	60	原田
4.3.13	広島県庄原市社会福祉協議会／ひきこもりへの理解を拓ける講演会／講演「ひ きこもりと発達障害の関連について」	30	原田

4 調査研究

鳥取県における精神保健福祉活動の充実及び時代に即応した精神保健福祉行政の推進を図るため、精神保健福祉に関する調査研究を行った。

- 第56回全国精神保健福祉センター研究協議会 (R3.9.27 ハイブリッド開催)
(誌上発表)

鳥取県内高等学校を対象とした鳥取県精神障害者家族会連合会による普及啓発
～若者向け精神疾患早期発見啓発リーフレット活用状況～
発表者：田村、坪倉、松下、原田、岡嶋

(オンライン発表)

30歳危機～中高年層ひきこもりの予防を考える～
発表者：浜田、永美、山岡、松下、原田

- 令和3年度福祉研究発表会 (R4.1.24 オンライン開催)
(誌上発表)

30歳危機～中高年層のひきこもりの予防を考える～
発表者：浜田、永美、山岡、松下、原田

5 精神保健福祉相談

(1) 精神保健福祉相談件数

(単位：件)

		実件数			延件数
		新規相談	※ 継続相談	計	
面接相談	所内	289	342	631	3,270
	所外	24	8	32	53
電話相談		673	172	845	3,750
計		986	522	1,508	7,073

※継続相談：前年度からの継続相談（前回相談が前年度以前の相談は新規相談に計上している。）

(2) 地域別（保健所管内別）相談延件数

		鳥取	倉吉	米子	県外	不明	計
面接相談	所内	2,911	263	10	58	28	3,270
	所外	45	1	6	1	0	53
電話相談		2,759	233	197	46	515	3,750
計		5,715	497	213	105	543	7,073

(3) 相談分類別延件数

		小児期	思春期	一般	アルコール (再掲)	ひきこもり (再掲)	計
面接相談	所内	49	623	2,598	9	836	3,270
	所外	2	22	29	0	3	53
電話相談		23	162	3,565	6	574	3,750
計		74	807	6,192	15	1,413	7,073

(4) 相談者別延件数

本人	家族	本人・ 家族	関係機関	本人・ 関係機関	家族・ 関係機関	本人・家族 ・関係機関	その他	計
4,366	1,760	707	194	12	6	12	16	7,073

(5) 面接相談（所内・新規相談）の状況

ア 年齢・性別

	～12才	13～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70才～	不詳	計
男	5	24	41	43	19	17	8	5	3	165
女	6	27	26	26	19	11	5	2	2	124
計	11	51	67	69	38	28	13	7	5	289

イ 対応結果

助言指導	継続指導	他機関紹介	来所予約	その他	計
95	140	5	9	40	289

(6) 電話相談（新規）の状況

ア 年齢・性別

	～12才	13～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70才～	不詳	計
男	6	38	59	41	28	21	19	13	107	332
女	4	45	39	33	30	24	8	10	147	340
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	10	83	98	74	58	45	27	23	254	672

イ 対応結果

助言指導	継続指導	来所勧奨	来所予約	他機関紹介	その他	計
352	16	7	199	1	97	672

(7) 特定相談（保健所管内別延件数）

ア 小児・思春期

		鳥取	倉吉	米子	県外	不明	計
面接相談	所内	639	29	0	3	1	672
	所外	24	0	0	0	0	24
電話相談		145	14	6	0	20	185
計		808	43	6	3	21	881

イ アルコール

		鳥取	倉吉	米子	県外	不明	計
面接相談	所内	6	3	0	0	0	9
	所外	0	0	0	0	0	0
電話相談		1	2	3	0	0	6
計		7	5	3	0	0	15

ウ ひきこもり

		鳥取	倉吉	米子	県外	不明	計
面接相談	所内	724	83	5	24	0	836
	所外	3	0	0	0	0	3
電話相談		399	26	15	1	146	587
計		1,126	109	20	25	146	1,426

(8) 相談延件数の年次推移

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度
面接相談	4,311	4,013	4,252	4,090	3,813	3,465	3,450	3,187	3,323
電話相談	2,707	2,782	2,739	2,783	1,952	2,113	2,690	3,145	3,750
計	7,018	6,795	6,991	6,873	5,765	5,578	6,140	6,332	7,073

6 組織育成

地域精神保健の向上を図るため、保健所のその他関係諸機関を単位としてつくられた協力組織の育成を図るとともに、精神保健に関する民間団体の自主的な活動が適正かつ効果的に行われるよう指導・援助及び育成を行った。

(1) 実施状況

名 称	対 象	対象者延人数
精神障がい者家族会	地域家族会、県精神障がい者家族会連合会	130
精神保健福祉協会	精神保健福祉協会	62
いのちの電話	鳥取いのちの電話 等	253
精神障がい当事者自助グループ	精神障がい当事者自助グループ、てんかん自助グループ 等	94
発達障がい家族会	「らっきょうの花」「ラビットの集い」 等	63
精神障がい者支援団体	「ベストフレンド」 等	40
計		525

(2) 鳥取県精神保健福祉協会事務

鳥取県精神保健福祉協会は、鳥取県における精神保健及び精神障がい者の福祉に関する知識の普及啓発に努め、精神的健康の保持増進を図ることを目的としている。事務局が精神保健福祉センターにあり、次のような事務を行った。

ア 会議の開催等

年月日	内 容	場 所	参加人数
R3.4.22	鳥取県精神保健福祉協会理事会 鳥取県精神保健福祉協会総会	白兔会館	20
R3.7.8	精神保健福祉事業功労者協会長表彰審査会	精神保健福祉センター	7

	鳥取県総合福祉大会への参加 (精神保健福祉事業功労者協会長表彰 表彰式 団体：1団体 個人：15名)	書面開催	—
--	--	------	---

イ 普及啓発事業

年月日	内 容	場 所	参加人数
R4.2.1 ~ 2.28	第30回心の健康フォーラム 「ゲーム・ネットの世界から離れられない子どもたち～子どもが社会から孤立しないために～」 講師 愛知県医療療育総合センター 子どものこころ科部長 吉川 徹氏	オンデマンド配信及び協会広報誌に記事掲載	約350人

- ・協会広報誌「こころのけんこう」第49号の発行
- ・クリアファイル、啓発用小冊子「コロナストレス予防・解消のヒント」「家族みんなの『心の健康』を守るメンタルケア」の配布

ウ 精神障がい者スポーツ活動支援事業

スポーツを通じて精神障がい者の社会参加及び交流を促進するため、以下の団体に対し、活動費用(1団体につき3万円)を助成した。

対象団体：鳥取県精神障がい者バレーボール協会・鳥取県ソーシャルフットボール協会

7 精神医療審査会事務

精神医療審査会は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神病院に入院中の患者の入院継続の要否及び処遇の適否に関して、公正かつ専門的な見地から審査を行い、もって精神障がい者の人権に配慮しつつ適正な医療及び保護を行うために設置されている。平成14年4月から、精神医療審査会に関する事務が精神保健福祉センターに移管された。鳥取県精神医療審査会の委員は14名で、2つの合議体からなり、毎月1回開催している。

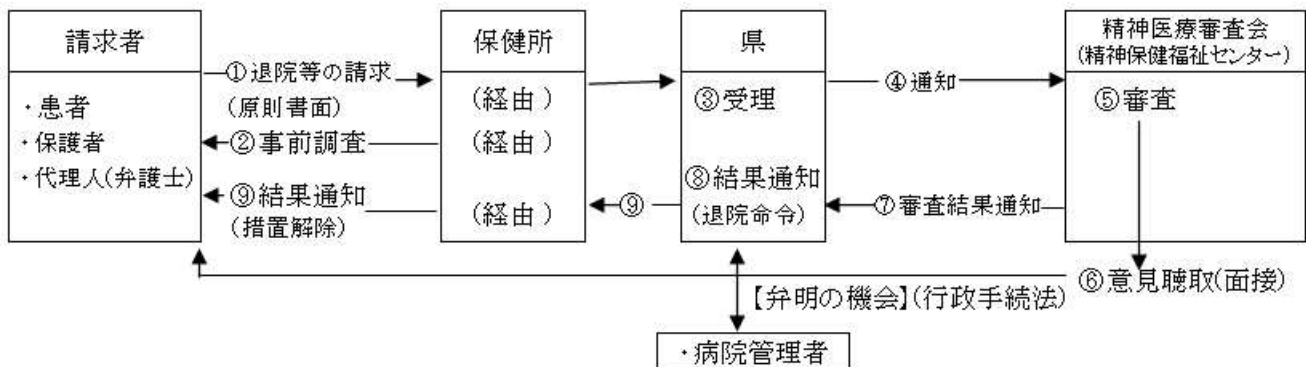
(1) 書類審査

ア 医療保護入院者の入院届 (法第33条第4項)	審査件数	1,174件
イ 医療保護入院者の定期病状報告書 (法第38条の2第1項)	審査件数	542件
ウ 措置入院者の定期病状報告書 (法第38条の2第1項)	審査件数	6件

(2) 退院請求及び処遇改善請求 (法第38条の4) に係る審査

ア 審査件数	退院請求	8件
	処遇改善請求	2件

イ 退院請求等に係る事務の流れ

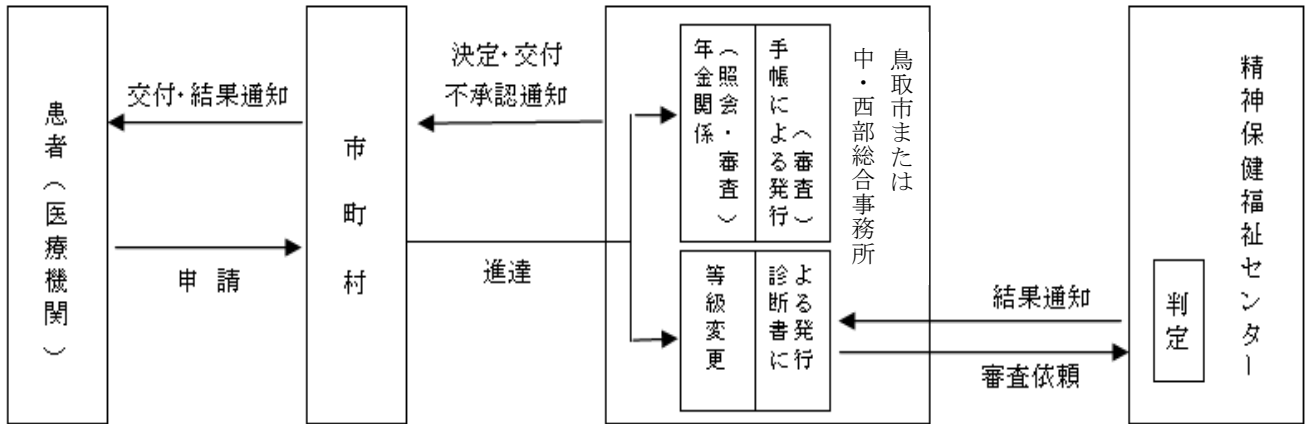


8 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳にかかる判定業務

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（第45条）及び障害者総合支援法（第52条）に基づき、平成14年4月から自立支援医療（精神通院医療）の支給認定の可否の判定、精神障害者保健福祉手帳の交付の可否及び等級の判定を、精神保健福祉センター所長が招集する判定会の会議にて行っている。

判定委員は精神保健指定医で構成し、委員4名のうち半数以上が出席して、毎月2回判定会を開催している。

(1) 業務の流れ



(2) 判定件数

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
自立支援医療 （精神通院医療）	785	594	574	545	434	458	550	566	449	382	493	528	6,358
精神障害者 保健福祉手帳	195	171	173	179	160	154	190	196	153	131	182	174	2,058

Ⅲ 鳥取県立精神保健福祉センター管理規則 (鳥取県規則第49号)

(目的)

第1条 この規則は、鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成3年5月鳥取県条例第14号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、鳥取県立精神保健福祉センター（以下「精神保健福祉センター」という。）の管理に関し必要な事項について定めることを目的とする。

(開所時間)

第2条 精神保健福祉センターの開所時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(休所日)

第3条 精神保健福祉センターの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休所し、又は休所日に開所することができる。

(行為の制限等)

第4条 精神保健福祉センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 精神保健福祉センターの施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食すること。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (4) その他知事が定める行為

2 知事は、前項の規定に違反するおそれのある者に対しては、精神保健福祉センターへの入所を拒むことができる。

(指示)

第5条 知事は、精神保健福祉センターの適正な管理を図るため必要があると認めるときは、精神保健福祉センターを利用する者に対し、必要な指示をすることができる。

(退去の命令)

第6条 知事は、精神保健福祉センターを利用する者がこの規則の規定に違反したときは、精神保健福祉センターからの退去を命ずることができる。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、精神保健福祉センターの管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則（平成4年規則第50号）

この規則は、平成4年8月1日から施行する。

附 則（平成7年規則第52号）

(施行期日)

1 この規則は、平成7年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の鳥取県立精神保健センター管理規則の規定によりなされた申請は、この規則による改正後の鳥取県立精神保健福祉センター管理規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成 8 年規則第 72 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 17 年規則第 91 号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則により改正される規則(以下)「個別規則」という。)に規定する書類のうち、この規則の施行の際現に存在する書類で、改正前の個別規則の定めるところにより作成されているものは、改正後の個別規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で改正後の個別規則に定める書類として使用することができる。

附 則 (平成 30 年規則第 32 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

Ⅳ 鳥取県立精神保健福祉センター業務要領

(目的)

第1条 この要領は、精神保健福祉センター運営要領（平成8年厚生省保健医療局長通知）に定めるもののほか、鳥取県立精神保健福祉センター（以下「精神保健福祉センター」という。）における精神保健業務を円滑かつ効果的に運営するため、必要な事項について定めることを目的とする。

(基本業務)

第2条 精神保健福祉センターは、県民の精神的健康の保持増進を図ることを目的として、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 精神保健福祉に関する企画立案
- (2) 保健所及び関係諸機関に対する技術指導及び技術援助
- (3) 精神保健福祉業務従事者の教育研修
- (4) 精神保健福祉に関する知識の普及啓発
- (5) 精神保健福祉に関する調査研究
- (6) 精神保健福祉に関する相談（複雑または困難なもの。）
- (7) 精神保健福祉に関する組織育成
- (8) 精神医療審査会に関する事務
- (9) 精神障害者通院医療費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳に関する事務
- (10) その他精神保健福祉の向上に関し必要な業務

(業務の実施内容)

第3条 前条各号に掲げる業務は、次のとおり行うものとする。

- (1) 企画立案
地域精神保健福祉を推進するため、鳥取県の精神保健福祉主管部局及び関係諸機関に対し、専門的立場から社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等をする。
- (2) 技術指導及び技術援助
地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から積極的な技術指導及び技術援助を行う。
- (3) 教育研修
鳥取県内の精神保健福祉関係業務に従事する職員等を対象に、専門的研修等の教育研修を行い、技術的水準の向上を図る。
- (4) 普及啓発
一般住民に対し精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対し専門的立場から協力、指導及び援助を行う。
- (5) 調査研究
地域精神保健福祉活動の推進並びに精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等について調査研究をするとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、鳥取県、保健所、市町村等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。
- (6) 精神保健福祉相談
精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導（複雑又は困難なもの。）を行う。
- (7) 組織育成
地域精神保健福祉の向上を図るため、家族会、患者会、社会復帰事業団体など県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力する。
- (8) 精神医療審査会
精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行う。
- (9) 精神障害者通院医療費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳等の判定
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条の規定による精神障害者通院医療費公費負担及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務を行う。

(実施細目)

第4条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は、所長が定める。

附 則

この業務要領は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

この業務要領は、平成7年7月1日から施行する。

附 則

この業務要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この業務要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この業務要領は、平成30年4月1日から施行する。

V 調査研究編

精神科訪問看護に関するアンケート

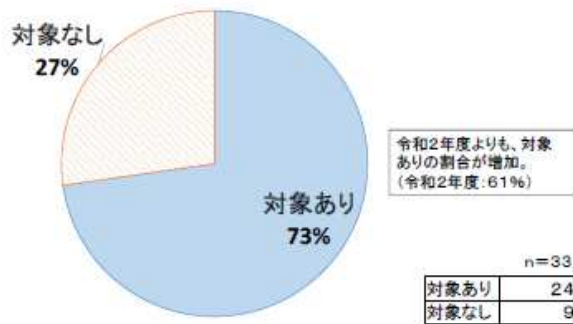
鳥取県立精神保健福祉センター
令和3年度

鳥取県内における医療機関9か所及びステーション34か所（自立支援医療指定機関で精神通院医療の指定を受けているもの）、計43か所に対し、令和3年7月1日現在の訪問看護従事者及び利用者の状況等について、郵送でアンケート調査を実施した（回答率 97.6%）

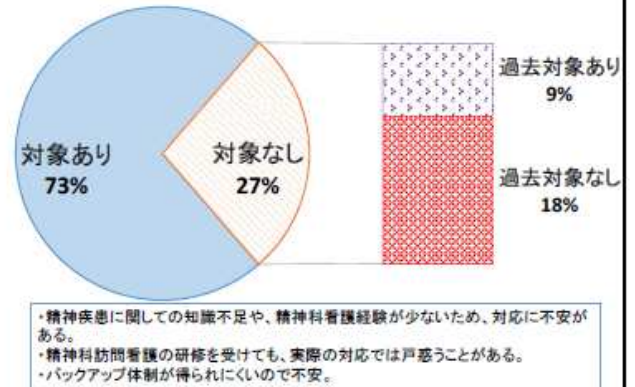
	調査回答機関数	精神科訪問看護対象利用者あり
精神科病院	9	9 ※1
訪問看護ステーション	33	24 ※2

※1 精神科医療機関の訪問看護担当部署は訪問看護室5、外来3、地域連携室1であった
※2 訪問看護ステーションは精神科訪問看護基本療養費を算定している場合とした

■訪問看護ステーション 精神科訪問看護基本療養費算定対象の有無



■訪問看護ステーション 精神科訪問看護基本療養費算定対象の有無



■訪問看護を行っている職員数及び職種

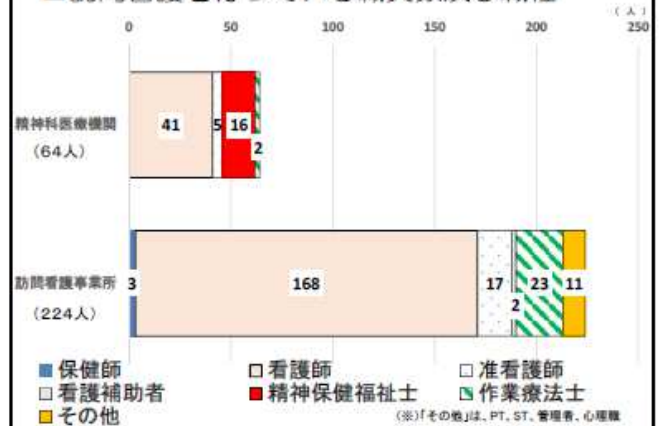
	保健師	看護師	准看護師	看護補助者	福祉士	作業療法士	その他	合計
①精神科医療機関 n=9	0	41	5	0	16	2	0	64
②訪問看護事業所 n=33	3	168	17	2	0	23	11	224
②で「精神科訪問看護の対象者あり」の機関 n=24	3	127	10	2	0	17	5	164

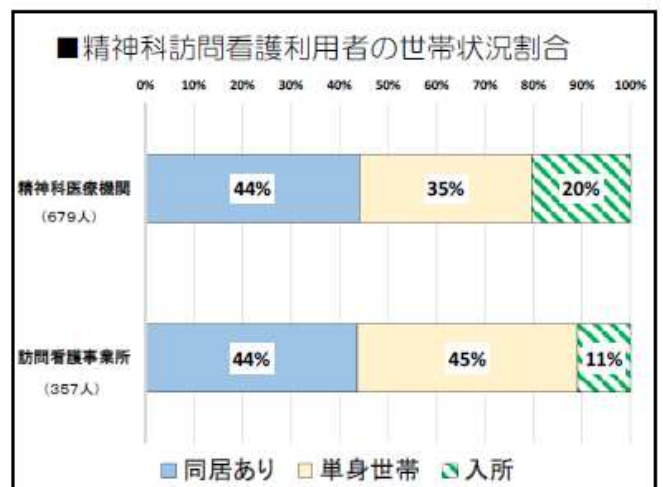
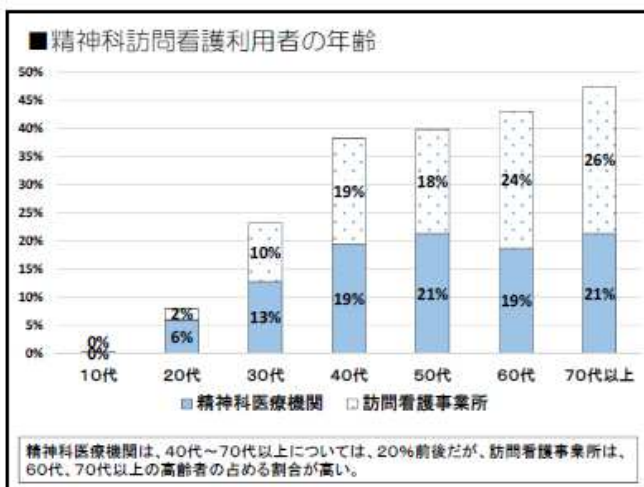
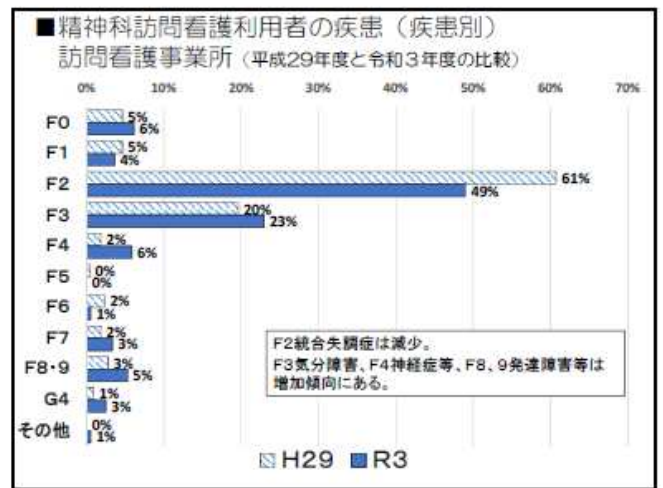
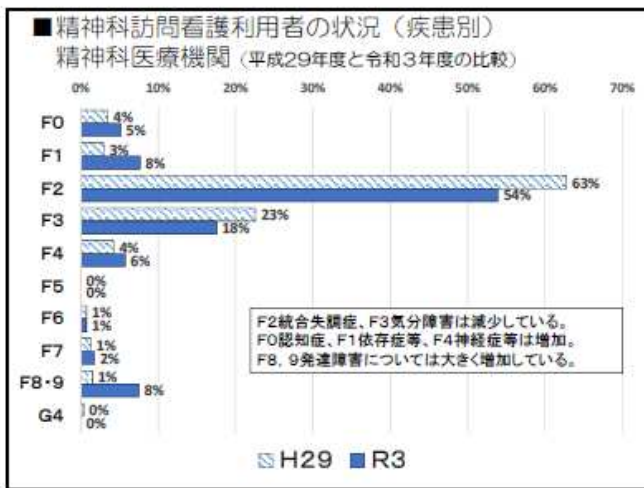
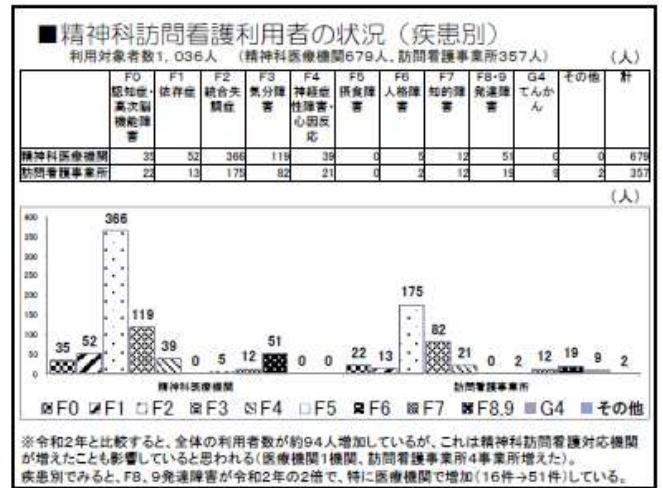
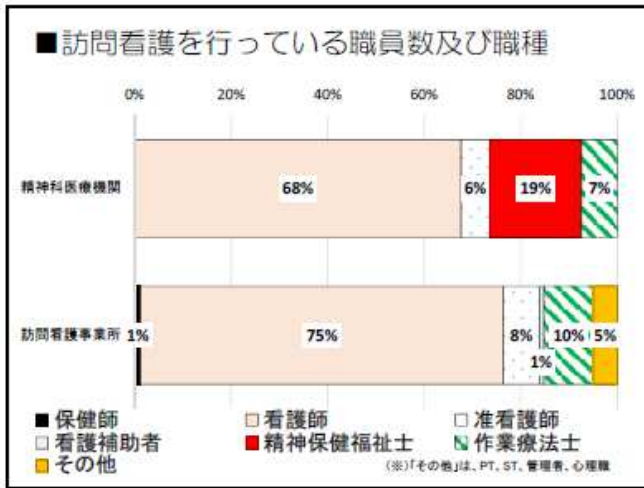
①については、全ての医療機関が「精神科訪問看護対象者あり」 ※「その他」は、PT、ST、管理士、心理職

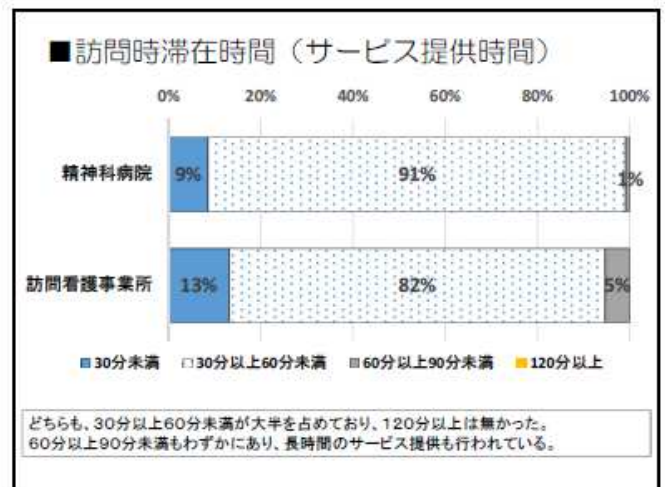
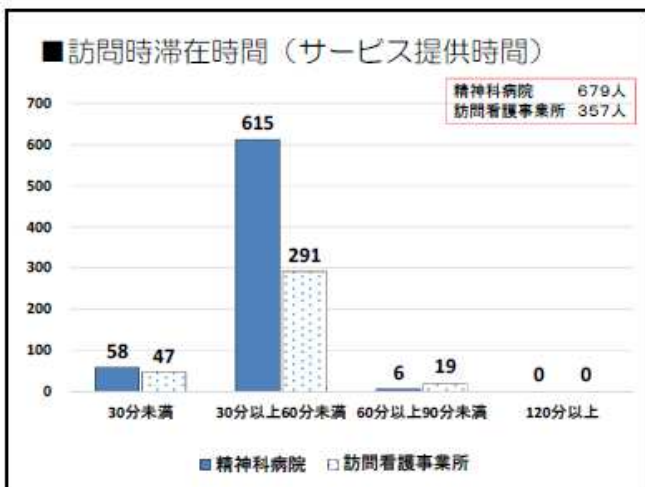
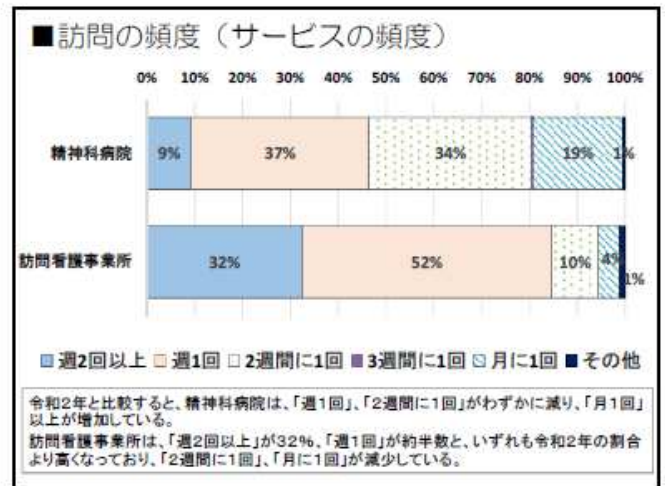
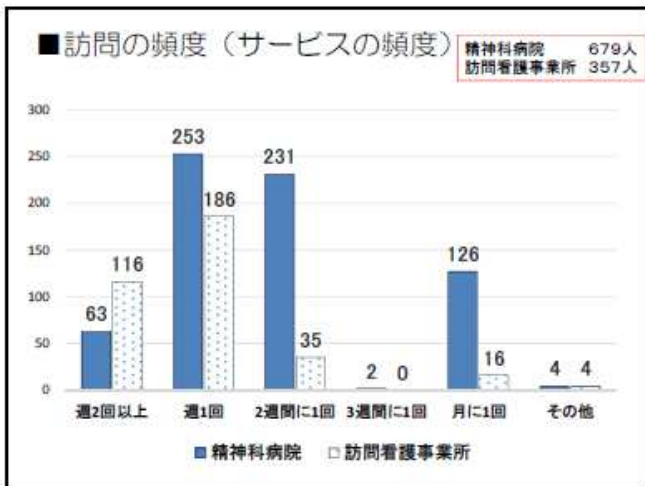
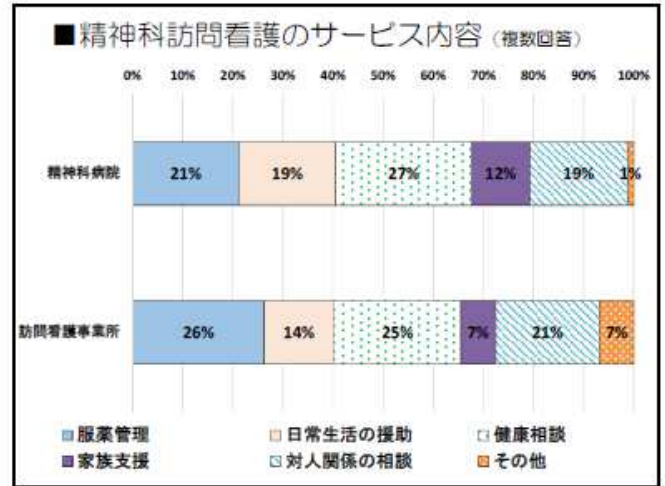
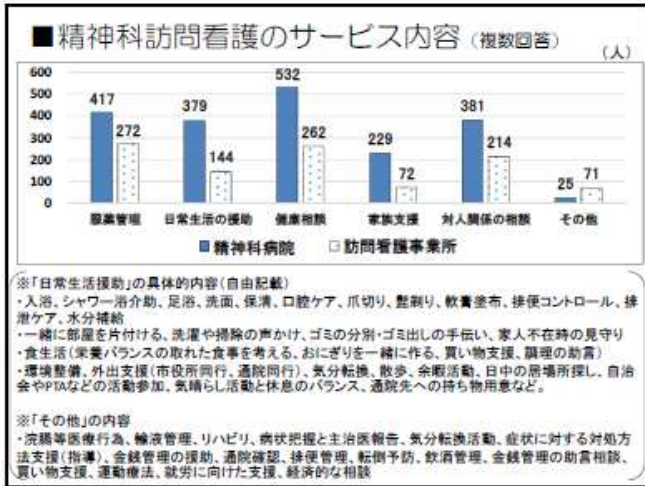
■「精神科訪問看護対象者あり」の機関について

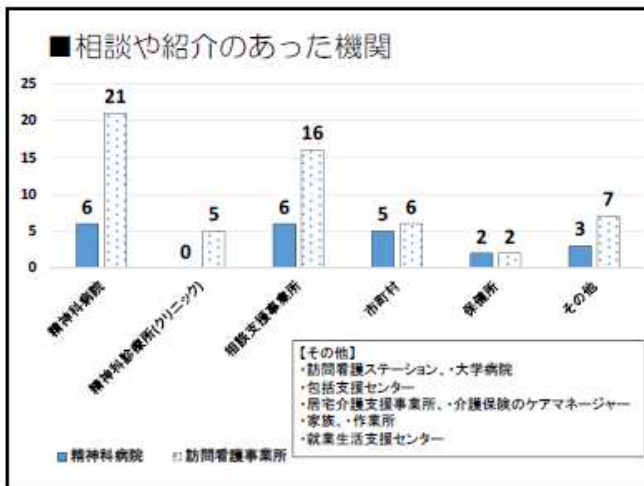
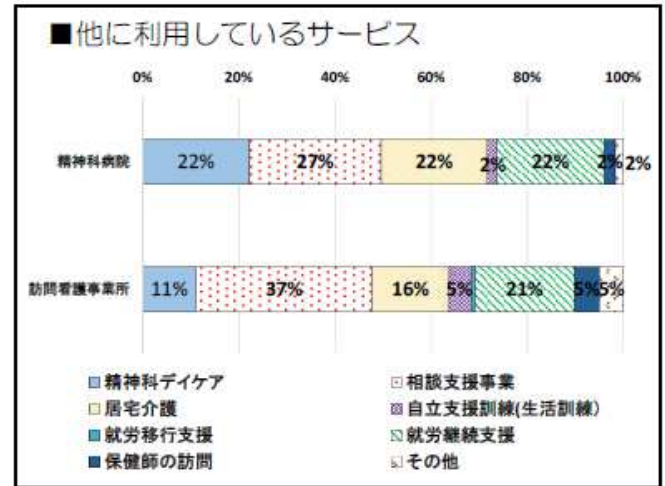
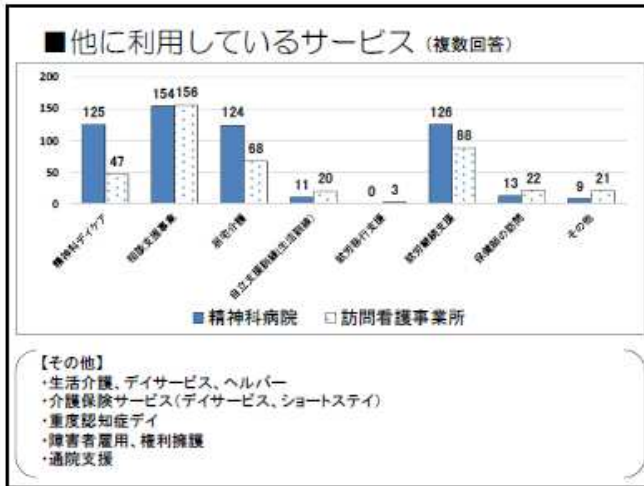
	精神科勤務経験「無」の機関	精神科勤務経験「有」の機関	「有」の機関で精神科勤務経験のある職員数
精神科医療機関 n=9	0	9	64
訪問看護事業所 n=24	8	16	43

■訪問看護を行っている職員数及び職種









■コロナウイルス関連による業務や運営への影響

- 訪問回数の増減あり(5件)
 - ・利用者及び同居家族に県外への往来があったとき、利用者の通院先で感染者があつたとき等、訪問回数の検討をした。
 - ・県内の感染拡大状況により、訪問回数の検討をしている。
 - ・利用者の入所施設から訪問中止の依頼があつた。
- 電話対応の増減(4件)
 - ・訪問前に、電話連絡をして体調確認をする。
 - ・診察を電話診療に変更したことに伴い、訪問も電話で対応をしたことあり。
 - ・訪問減となったときは、電話で対応。
 - ・県外渡航や県外者との接触を事前に把握しているときは、今後の対応を電話で確認。

■コロナウイルス関連による業務や運営への影響

- 他機関とのケア会議の縮小(4件)
 - ・リモート参加や文書でのやりとりに変更。
 - ・関係者との連携は電話。会議そのものが減った。
- 訪問サービスの内容変更(3件)
 - ・感染対策の強化。換気できる場での短時間面接。
 - ・感染者が増えた地域での外出支援には制限を設けた。

■精神科訪問看護を実施する上で課題と感じていること

- 精神障害の知識
 - ・精神科訪問看護の研修は受けているが、精神科訪問看護経験が乏しく、知識や技術にも不安がある。
 - ・統合失調症だけでなく、発達障害、知的障害、認知症、他の生活習慣病を合併している利用者が増えた。それぞれの病気や症状を理解して支援にあたることへの難しさがある。
- 利用者への対応
 - ・利用者の生活背景はさまざま。本人の思いを尊重して関わりたいが関係性の構築が難しい。コミュニケーションの取り方が難しい。どのような話をしたらいいのか戸惑う。
 - ・急な病状変化への対応、頻回な電話相談や要望等への対応、病識がなく受診や服薬拒否をされる方への対応などに難しさを感じる。
- 家族への対応
 - ・家族との関係構築が難しい。
 - ・家族と同居の場合、本人の思いと家族の思いが一致せず、どこを目標に関わりたいのか迷う。家族の理解を得ながら本人支援にあたることに難しさを感じる。

■精神科訪問看護を実施する上で 課題と感じていること

●多機関多職種連携

- ・関係機関と役割の重複があり、何をどこまで共有したらいいのかわからない。
- ・多職種間で意見の相違があり連携が難しい。
- ・施設、障害福祉サービス、病院、行政、介護保険関連施設等と情報共有をしているが、うまく連携できない。専門性の違いから対応の一貫性が保てず苦慮する。
- ・訪問看護とヘルパーの支援内容の重複があり情報共有が必要だが、連携が難しい。

●訪問看護側の体制

- ・精神科経験のない職員がほとんどのため専門性に欠ける。
- ・事業所内での事例対応の振り返りは行っているが、他部署からのバックアップがないため、困難事例への対応に苦慮することがある。
- ・訪問看護終了に関する判断が難しい。
- ・コロナ対応で、真夏もマスクとフェイスシールドで暑さに耐えがたい状態。

……等々の課題がありました。

アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。

令和3年度精神科デイケア等に関するアンケート調査結果

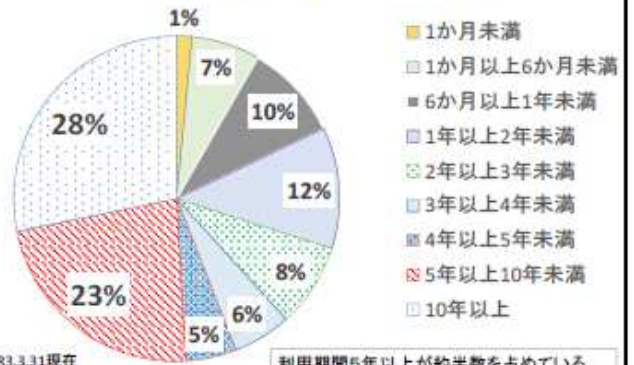
対象：県内において精神科デイケアを実施している8医療機関
(うち1医療機関はショートケアのみ実施)

調査方法：アンケート用紙を各医療機関に郵送し、令和2年度実績をもとに
ファクシミリで回答を得た。(回答率 100%)

期間：令和3年4月20日～令和3年5月21日

鳥取県立精神保健福祉センター

Q1① デイケアの利用期間 (初回利用からの通算利用期間)

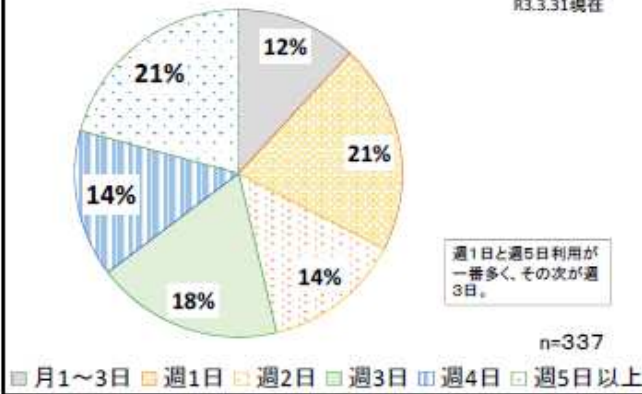


R3.3.31現在
n=397(8医療機関)

利用期間5年以上が約半数を占めている。

Q1② ①で1年以上の利用者について 週あたり利用日数

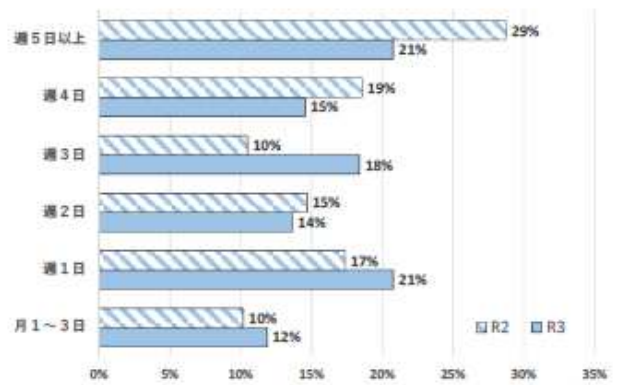
R3.3.31現在



週1日と週5日利用が
一番多く、その次が週
3日。

n=337

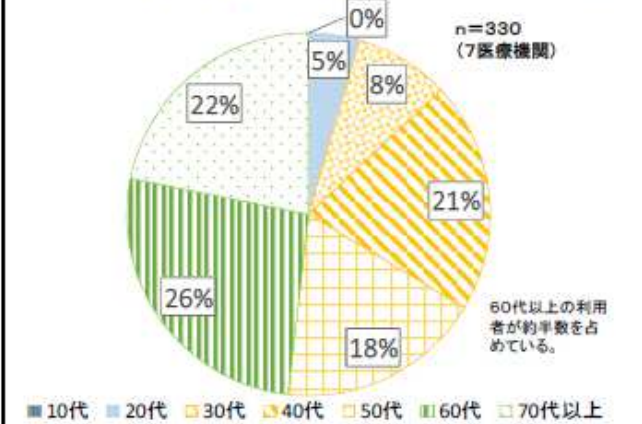
Q1② 週あたり利用日数



Q1③ 年代別利用者数

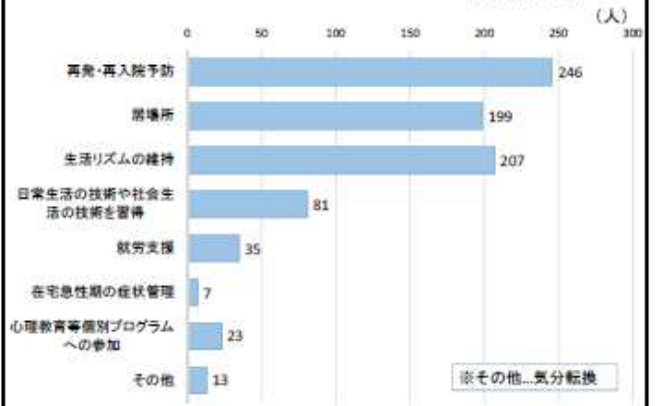
R3.3.31現在

n=330
(7医療機関)

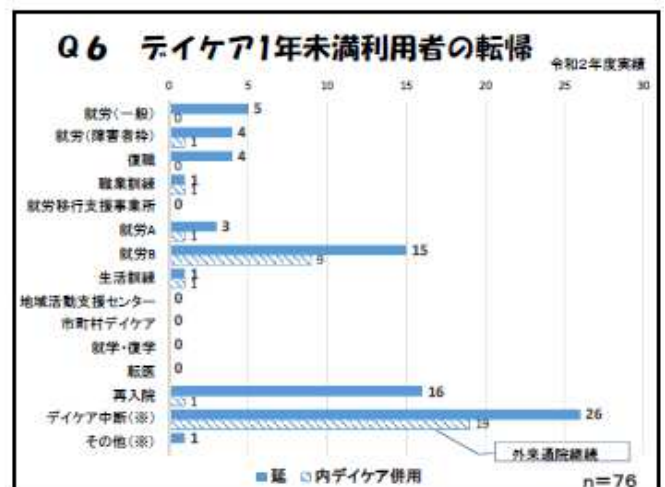
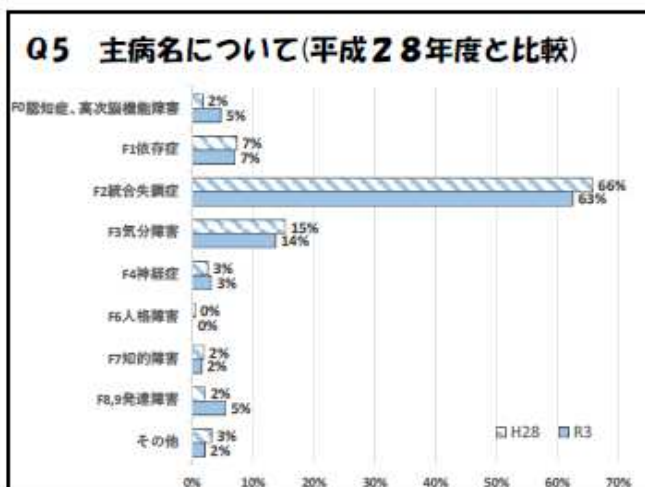
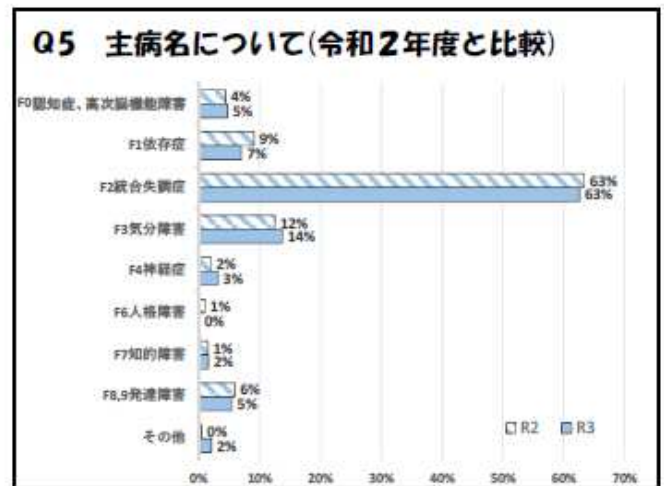
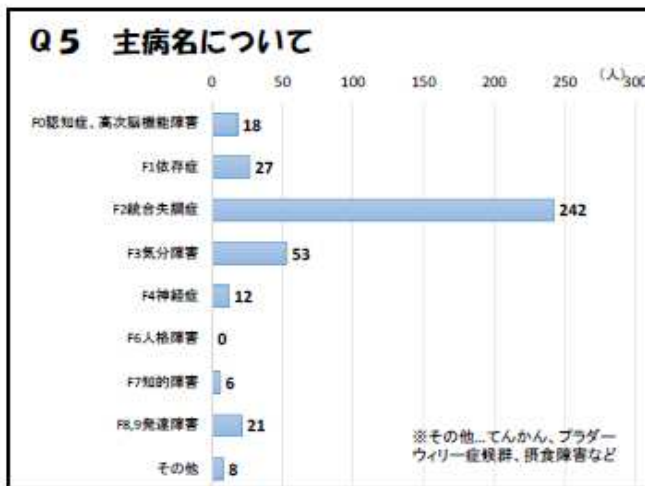
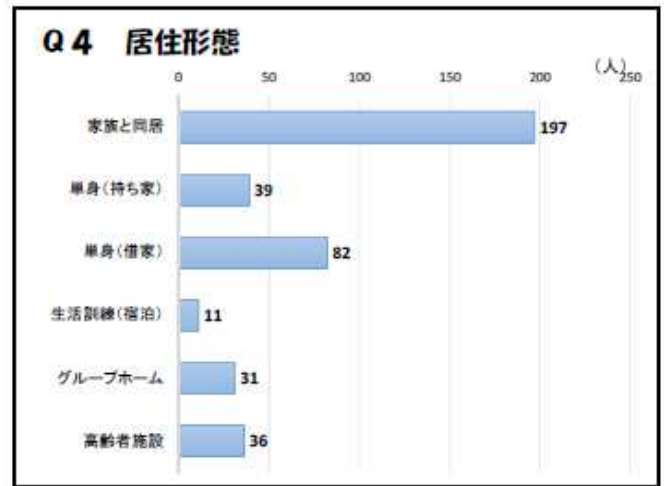
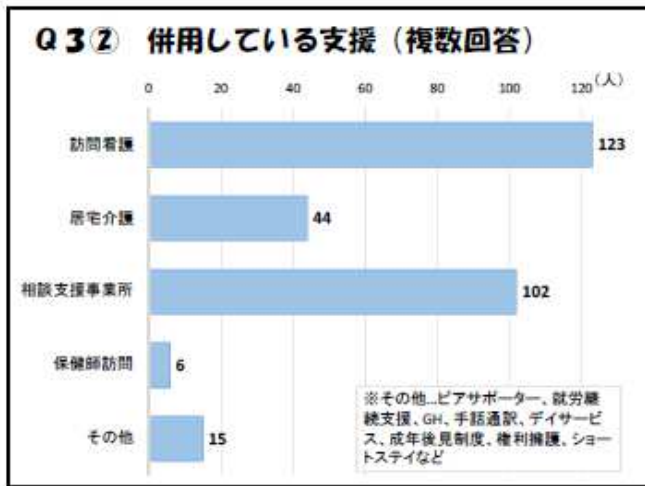


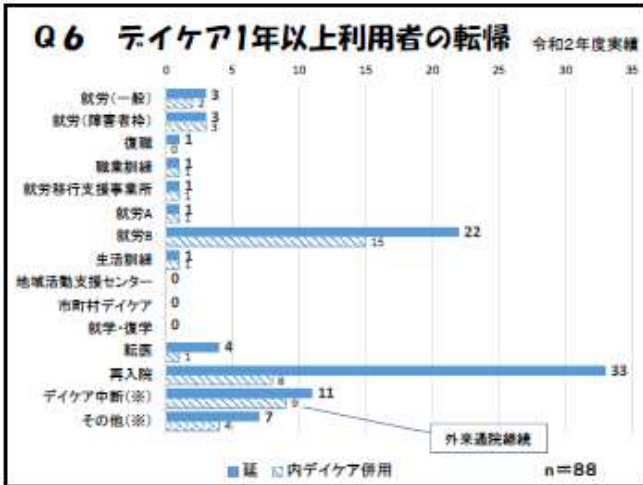
60代以上の利用
者が約半数を占
めている。

Q3① 1年以上利用者のデイケアの利用目的 (複数回答)



※その他...気分転換





Q6 テイケア利用者の転帰について

【デイケア中断の理由】

(1年未満の利用者)

- ・モチベーションの低下
- ・コロナで中断
- ・病状悪化
- ・目標設定の見直し
- ・利用者同士のトラブル
- ・本人の意思
- ・3カ月利用なし

(1年以上の利用者)

- ・身体疾患による通所困難
- ・体調不良

など

Q6 テイケア利用者の転帰について

【その他の理由】

(1年未満の利用者)

- ・見学目的であったため1回のみ利用

(1年以上の利用者)

- ・死亡
- ・他科入院
- ・介護保険によるサービス(リハ、デイ)
- ・生活介護

Q7 新型コロナウイルス感染症に係る医療機関の現状

(運営面)

- ・地域の感染者数に応じて、デイケアをお休み対応とした。
- ・利用人数を限定した。
- ・感染対策を徹底した。

…マスク着用、手指消毒、手洗い、換気、職員のフェイスシールド着用、院内の行動範囲縮小など

- ・感染拡大地域、県外、観光地に行った利用者の一時利用停止。
- ・発熱した場合、解熱した日の翌日から2日間は利用を控えてもらう。

(プログラム)

- ・プログラムの外出先、内容を限定し、外食は中止。
- ・院外活用(公共の場)プログラムの一時中止。
- ・調理に関わるプログラムの中止。
- ・小グループ活動の中止。

(利用への影響)

- ・感染予防のため通所を控える利用者が目立ち、利用者が減った。(五年2月3月頃)
- ・デイケアの利用を中止する人がいた。

Q8 連絡会で取り上げたい内容や他機関に聞いてみたいこと

(コロナ関連)

- ・コロナ禍におけるプログラム等、他機関がどうされているか聞いてみたい。
- ・利用にあたり、コロナ発生状況により利用を制限されたことがあるか？
- ・コロナ対策や新しい取り組み等

(その他)

- ・疾患別のプログラムのコスト算定について
- ・行事等含めて他機関で実施しているプログラム内容について
- ・高齢化に伴い、目的・ニーズの多様化が見られます。個々のニーズを満たすためにどのような工夫をされているか？

精神保健福祉センター所報
令和3年度実績

発行日 令和4年8月
発行所 鳥取県立精神保健福祉センター
〒680-0901 鳥取市江津 318-1
電話 (0857)21-3031
ファクシミリ (0857)21-3034